

尾道市 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月

尾道市通学路安全対策推進会議

1. プログラム策定の目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことをうけ、文部科学省・国土交通省・警察庁の連名で、通学路の安全点検及び安全対策のための取組を行うよう通知がありました。

これをうけ、平成24年、尾道市教育委員会を主管とし、関係機関と連携して市内各小学校の通学路の緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策内容について関係機関で協議いたしました。対策が必要となった193箇所のうち、平成25年度末までに、約90パーセントの整備が完了しています。一方で、今後も児童生徒の入学等に伴う通学路の追加や、建設・工事等により、新たな対策を必要とする箇所も出てくることが考えられます。

通学路におけるあらゆる危険から児童生徒を守るために、これまでの取組を継続するとともに、関係機関の連携体制を構築し、計画的・継続的な取組を進めていくことが求められます。

これらのことをふまえ、このたび「尾道市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、このプログラムに基づき、関係機関が連携して、計画的・継続的に通学路の安全点検・安全対策を行い、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 尾道市通学路安全対策推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「尾道市通学路安全対策推進会議」を設置しました。

【構成員】

区分	機関・団体名	主な役割
学校関係者	尾道市教育委員会 尾道市立小・中学校教職員	○危険個所の把握 ○児童生徒への指導
保護者・地域	尾道市PTA連合会 地域教育支援推進委員会	○通学時間における安全指導 ○危険個所の把握、報告
交通管理者	広島県尾道警察署 広島県因島警察署 広島県福山西警察署	○道路交通に関する全般 (交通規制、取締り等)
道路管理者	広島県東部建設事務所三原支所 尾道市土木課 尾道市維持修繕課 尾道市因島総合支所施設管理課 尾道市御調支所まちおこし課 尾道市瀬戸田支所しまおこし課	○道路施設に関する全般 (道路施設の整備、修繕、維持等)
市関係課	尾道市総務課 尾道市建築指導課 尾道市向島支所しまおこし課	

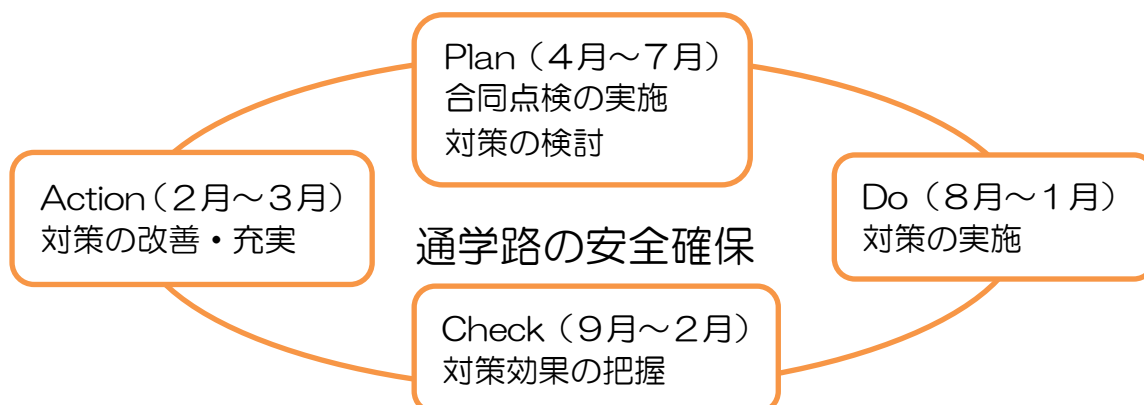
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握や新たに対策が必要な箇所についての検討を行い、通学路の対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検の実施

- 各小学校ごとに、PTA、地域見守り隊、警察等と協力し通学路の点検を行います。
- 実施時期は1学期（4月～5月）とします。
- 小学校は点検結果をまとめ、事務局である教育委員会学校教育部教育指導課（以下事務局）へ提出します。
- 事務局は報告結果を一覧にまとめ、尾道市通学路安全対策推進会議に提出します。

(3) 対策の検討

- 第1回尾道市通学路安全対策推進会議（6～7月実施）の実施
 - ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

- 推進会議で決定したメニューについて事業主体が対策を実施します（8月～1月）。
- 事業主体は、実施が終了したら、事務局へ報告します。

(5) 対策効果の把握

- 各小学校は対策実施後の状況について、学校が主体となり、例を参考に対策効果を把握します。
 - （例）対策実施箇所の確認
 - アンケートの実施
 - 保護者懇談会等における情報収集

(6) 対策の改善・充実

- 第2回尾道市通学路安全対策推進会議（2月～3月）の実施
 - ・対策実施について報告、確認します。
 - ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認します。
 - ・各小学校区において点検箇所や、他に危険が感じられる箇所についての情報交換と具体的な対応策を検討します。
 - ・次年度の点検時期、点検方法等について確認します。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- 小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。
- 事務局は、点検結果等についてまとめ、ホームページで公表します。

【別添資料】

- 別添① 対策一覧表
- 別添② 対策箇所図

参考：通学路の設定および安全管理に関する法令

【交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令】（昭和41年4月1日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校(特別支援学校の小学部を含む。)若しくは幼稚園又は保育所(以下これらを「小学校等」という。)に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

【学校保健安全法】（昭和32年4月10日法律第五十六号）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

（通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。）

【交通安全対策基本法】（昭和45年6月1日法律第百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（交通安全業務計画）

第二十四条 指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。

- 2 交通安全業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 交通の安全に関し、当該年度において指定行政機関が講ずべき施策
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項
- 3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交通安全業務計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する

対 策 一 覧 表

【〇〇小学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1	市道〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇	歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む	無電柱化	〇〇市	
2	市道〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇	自転車と徒歩通学する児童が錯綜し危険	自転車通行位置の明示	〇〇市	平成25年度
3	市道〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇	踏切の内の歩行空間が狭く、児童と車が輻 輳し危険	踏切の拡幅	〇〇市	平成25年度
4	市道〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇	国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大 型車が多いが、歩道がなく危険	大型車通行禁止、狭さくの設置	〇〇市	
5	市道〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇	歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があ り転倒の危険	歩道拡幅、バリアフリー	〇〇市	
6	市道〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇	狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人 がいる場合など危険	バス停周辺歩道整備	〇〇市	

【対策検討メンバー】教育委員会、小学校、PTA会長、区長、〇〇河川国道事務所、〇〇市道路課、〇〇警察署、〇〇道路利用者会議

【〇〇小学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1						
2						
3						
4						

【対策検討メンバー】教育委員会、小学校、PTA会長、区長、〇〇河川国道事務所、〇〇市道路課、〇〇警察署、〇〇道路利用者会議

広島県 尾道市 久保小学校 通学路対策箇所図


(平成26年11月17日現在)

【対策検討メンバー】尾道警察署・尾道市まちづくり推進課・教育委員会・小学校




No3

- ◆道路が狭く、外側線が消えてかけている
- ＜対策メニュー＞
 - ・外側線の引き直し、路面減速表示
- 【尾道市(維持)】▶対策済
- ◆カーブミラーが見難く危険
- ＜対策メニュー＞
 - ・安全指導の徹底【教育委員会】▶対策済



No1

- ◆石段が滑りやすく危険
- ＜対策メニュー＞
 - ・石段部分の修繕、滑り止め
- 【尾道市(維持)】▶対策済
- ◆谷への転落の危険性
- ＜対策メニュー＞
 - ・転落防止柵の設置【尾道市(維持)】▶対策済




No2

- ◆トンネル内が暗く危険
- ＜対策メニュー＞
 - ・トンネル内照明の照度アップ【尾道市(総務)】▶対策済



No4

- ◆道路が狭隘で交通量も多く、歩道も部分的にしかなく危険。
- ＜対策メニュー＞
 - ・張出歩道の設置【尾道市(土木)】▶検討中
- ◆カーブミラーが見難く、児童の目線にあっていけない。
- ＜対策メニュー＞
 - ・安全指導の徹底【教育委員会】▶対策済




--- : 通学路(学校指定) ● : 要対策箇所